

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	-	<p>当協会は、昨年9月に公表された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン(案)」に関するパブリック・コメントに対するコメントにおいて、取引報告項目の拡充や許容値の修正等が生じる場合には、システム開発期間を十分に確保すべく、適宜のパブリック・コメント実施等による早期の方針提示を要望しており、この度の対応に業界として感謝申しあげる。</p> <p>特に、「デルタ」「UPI」について、それらの導入時期を「2025年4月7日」としていただいたことは、他法域における導入時期との平仄も意識しつつ、本邦金融機関における実務負荷やシステム開発に係る効率性等にも配慮いただいたものと認識している。</p> <p>引き続き、当局には、店頭デリバティブ取引報告に関する国際的な動向の還元をはじめとして、必要な支援をお願いしたい。また、国際的な動向等を踏まえ、取引報告項目の修正(※)等を行う場合には、適宜、取引情報蓄積機関とも連携のうえ、早期の方針提示をお願いするとともに、複雑な商品や今後新たに開発される商品等にも対応するための金融商品取引業者等における報告内容に係る一定の柔軟な判断余地を許容いただきたい。</p> <p>(※)例えば、UPIを利用することによりAsset Classなどのプロダクト情報は、The Derivatives Service Bureau (DSB)から取得可能な情報となるため、取引報告項目から削除することも想定し得る。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今後も、国際的な動向等を踏まえ、「報告事項の定義及び解釈」を変更する必要がある場合は、変更を行う予定です。</p> <p>なお、複雑な商品や今後新たに開発される商品等に係る報告については、個別事例ごとに事態に即して判断されるべきものと考えられます。判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。</p>
2	別紙1	項目7.8	<p>1.GLEIFに支店LEIで登録している場合であっても、本社のLEIを報告することになるか。</p> <p>2.本ガイドラインで言及されている支店のLEIについて、報告を不可としている支店LEIは、日本国内で発行した支店LEIを指しており、外国で発行した支店LEIの報告は可能か。</p>	<p>1.ご理解のとおりです。</p> <p>2.取引当事者1,2ともに外国で発行した支店LEIの報告も不可となります。本社のLEIでの報告をお願いします。</p>
3	別紙1	項目19	<p>備考欄に記載の「Confirmation Timestamp の報告は任意。」について確認させていただきたい。</p> <p>現在のISO Schemaでは、Confirmedに[ECNF]又は[YCNF]を報告する際(取引が相手方とConfirmされた場合)には、「Confirmation Timestampは必須」とされている。また、取引情報蓄積機関のシステム上も、ISO Schemaと平仄をとるかたちで、2024年4月1日から2024年9月27日までは、(Confirmedは任意項目であるものの)Confirmedに[ECNF]又は[YCNF]が報告された場合は、「Confirmation Timestampは必須」とされている。</p> <p>これらを踏まえると、2024年9月27日までは、Confirmation Timestampの報告が難しい場合には、既存取引、新規取引ともにConfirmedの報告は空欄で行う(すなわち、Confirmedに[ECNF]又は[YCNF]が報告されていないため、Confirmation Timestampの報告は任意とする)ことでよいか。</p> <p>なお、今後、ISO SchemaでConfirmation Timestampが任意項目に変更される場合には、取引情報蓄積機関のシステム上もConfirmation Timestampが任意項目に変更される(かつ、2024年9月27日以降、Confirmedは必須項目になる)と認識している。</p>	<p>Confirmation Timestampの報告が任意になります。</p> <p>取引情報蓄積機関への取引情報の提供方法等の詳細については、当該取引情報蓄積機関にお問い合わせください。</p>
4	別紙1	項目30	<p>1.当社が正確な時間を提供できない場合、デフォルトの時間(00:00:00Zなど)を報告してもよろしいですか。</p> <p>2.パブコムにおいて、「システム上、時間の把握が不可能の場合には時間以下を「00」とすることも許容される」と記載されているが、これは「00:00:00」と報告できることを意味するのか、それとも「00」は秒単位のみにも適用されるのかを明確にしたい。</p>	<p>1.ご理解のとおりです。</p> <p>2.時間が把握できる範囲まで報告してください。例えば、秒が把握できない場合は、分までを記載し、秒を「00Z」として報告をお願いします。</p> <p>ご意見を踏まえ、備考欄を修正しました。</p>
5	別紙1	項目43,107	<p>備考欄に記載の「(変更報告を行う場合を含む。)」の意味を確認させていただきたい。これは、2025年4月7日より前に取引が行われたもので、同日時点では満期を迎えていないもの(既存取引)については、同日以降に取引、時価、担保のうち取引の変更報告を行う場合に「デルタ」「UPI」の報告が必要になる(すなわち、当該変更報告までは「デルタ」「UPI」は空欄でよい)という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
6	別紙1	項目43	<p>1.「オプションに限定し、スワップ取引は報告対象外とする。」とあるが、報告対象外である「スワップ取引」には、1回ないし複数回設定されているオプション権が行使された際に、①原資産のスワップ取引が開始されるもの、②原資産のスワップ取引の時価が授受されるもの、③スワップ取引が停止されるもの(いわゆる、コーラブル・スワップ)がすべて含まれている、という理解でよいか。さらに、④キャップ、フロア等が設定されているスワップ、⑤そのほかの非線形性を持つスワップ取引全般も含まれる、という理解でよいか。また、スワップ取引の原資産となる「スワップ」としては、金利スワップのみならず、通貨スワップ、CDS、エクイティ・スワップ等も含まれる、という理解でよいか。</p> <p>2.1つの取引に複数のリスクアセットが含まれる場合、デルタ値についてどのような形で報告するか定めはあるか。「各金融機関の内部管理上の定義によることを許容」とあるが、各社が内部管理上適切と判断するものを報告するという理解でよいか。</p> <p>3.デルタ値の計算式の詳細を定める予定はあるか。「各金融機関の内部管理上の定義によることを許容」とあるが、デルタの計算方法については、本ガイドライン等で定義や計算式が指定されるものではなく、各社が内部管理上適切として定義をし、使用しているものという理解でよいか。</p>	<p>1.当該取引のコンファメーションの記載に従って報告してください。コンファメーションに明記がない場合は、個別事例ごとに事態に即して判断されるべきものと考えられます。判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。</p> <p>2.3.現時点では、複数のリスクアセットを含む取引を含めデルタ値の計算式等は定めておりません。各金融機関の内部管理上の定義に基づき報告をお願いします。</p>
7	-	-	<p>別紙1「許容値の見方」の表の改正のうちデルタ・UPIに関係するもの以外について、その改正趣旨を具体的にかつ網羅的に明らかにされた。「所要の改正」で済まず、国民等への説明責任を果たすべき。</p>	<p>デルタ、UPI以外の改正としては、例えば、許容値の見方など、ROC (Regulatory Oversight Committee: LEI, UTI, UPI, CDE)の国際的なガバナンス機関が公表したCDE テクニカルガイダンスv3の内容を反映するための形式的な変更を実施しております。ガイドラインの内容について、ご不明な点がありましたら、必要に応じて当庁にお問い合わせください。</p>